

秋田県移住・就業支援事業における地方就職支援金交付要綱

令和6年6月12日

告示第88号

(趣旨)

第1条 この要綱は、美郷町（以下「町」という。）が、秋田県総合計画及び美郷町地方創生総合戦略に基づき、東京圏の大学を卒業した学生の美郷町内への移住を伴う県内就職を支援するため、秋田県（以下「県」という。）と共同して行う第2期秋田県移住・就業支援事業において、東京圏（埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県をいう。以下同じ。）内の大学を卒業して、町に移住する見込みの者が、地方就職支援金の支給要件を満たした場合に、予算の範囲内において地方就職支援金を交付することとする。

2 地方就職支援金の交付については、第2期秋田県移住・就業支援事業実施要領（以下「県実施要領」という。）又は法令等の定めるところによるほか、この要綱に定めるところによるものとする。

(交付金額)

第2条 地方就職支援金の金額は、大学又は大学院（以下、「大学等」という。）入学後、自らの就職に向けたインターンシップ、業界研究会、企業説明会及び採用面接等（以下、「就職活動等」という。）にかかる経費（以下、「交通費」という。）及び移住にかかる経費（以下、「移転費」という。）として、次の各号に定めるところとする。なお、支給回数は交通費、移転費それぞれ1人1回を限度とする。

(1) 就職活動等にかかる交通費については、往復交通費の2分の1以内の金額とし、17,220円を上限とする。

(2) 移転費については、移転に要した実費の金額又は108,000円のうちいずれか低い金額とする。

(対象者要件)

第3条 申請時において、次の(1)及び(2)の要件を満たす申請者を対象とする。

- (1) 移住等に関する要件 次に掲げるア、イ及びウに該当すること。
- ア 移住元に関する要件 次に掲げる事項の全てに該当すること。
- (ア) 大学等の卒業・修了年度において、東京都内に本部がある大学等の東京圏内（条件不利地域を除く。）のキャンパスに原則4年以上（大学院の場合は2年以上とする。）在学し、当該大学等を卒業・修了していること。ただし、就職活動等にかかる交通費については、在学中（卒業見込み）の場合も対象とする。
- (イ) 大学等の卒業・修了年度において、東京圏内（条件不利地域を除く。）に継続して在住していること。
- イ 移住先に関する要件 次に掲げる事項の全てに該当すること。
- (ア) 町内に移住したこと。ただし、就職活動等にかかる交通費については、勤務地が県内に所在する企業等に就職することが内定している場合も対象とする。
- (イ) 申請時において、卒業又は修了日から1年以内かつ就業開始日から1年以内であること。ただし、在学中に就職活動等にかかる交通費を申請する場合は、就業開始予定日前から1年以内であること。
- (ウ) 申請日から1年以上、町に継続して居住する意思を有していること。ただし、在学中に就職活動等にかかる交通費を申請する場合は、卒業後に、同条第2号の要件を満たす企業等に就職し、転入日（住民票を移さず転出していた者については就業開始日）から1年以上、町に継続して居住する意思を有していること。
- ウ その他の要件 次に掲げる事項の全てに該当すること。
- (ア) 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。
- (イ) 日本人である、又は外国人であって、出入国管理に関する

る特例法に定める永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者、及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第71号）に定める特別永住者のいずれかの在留資格を有すること。

- (ウ) その他県及び町が地方就職支援金の対象として不相当と認めた者でないこと。
- (2) 就業に関する要件 次に掲げるア、イ及びウ該当すること。
- ア 就業先に関する要件 次に掲げる事項の全てに該当すること。
 - (ア) 勤務地が県内に所在する企業等に、同条第1号アの要件を満たす大学等を卒業・修了してから1年以内に就職していること。
 - (イ) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に定める風俗営業者ではないこと。
 - (ウ) 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する法人等ではないこと。
 - (エ) 官公庁等（第三セクターのうち地方公共団体から補助を受けている法人、県、市町村及び地方独立行政法人を除く。ただし、第三セクターのうち地方公共団体から補助を受けている法人、県、市町村及び地方独立行政法人から就職活動等にかかる交通費・移転費が支給される場合は対象外とする。）ではないこと。
 - イ 身分に関する要件 国家公務員でないこと。
 - ウ 就業条件等に関する要件 次に掲げる事項の全てに該当すること。
 - (ア) 原則、週20時間以上の無期雇用契約に基づく就業であること。ただし、在学中に就職活動等にかかる交通費を申請する場合は、週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業する見込みであること。
 - (イ) 移住先地域を中心とした勤務を基本とする採用であるこ

と。

(ウ) 東京圏（条件不利地域を除く）への勤務を前提としない採用であること。

(イ) 在学中に就職活動等にかかる交通費を申請する場合は、これらの条件に該当する者として採用される予定であること。

（交付の申請）

第4条 地方就職支援金の申請者は、地方就職支援金交付申請書（様式第1号、様式第1号の2又は様式第1号の3）、内定先企業による証明書（様式第2号）に加え、次の各号に掲げる書類を添付して町長に提出しなければならない。

(1) 写真付き身分証明書

(2) 卒業又は修了証明書（卒業又は修了日から就業開始日が1年以内のもの）

(3) 移住元の住所を確認できる資料（住民票、賃貸住宅の賃貸借契約書等）

(4) 在学中に交通費を申請する場合は、在学証明書又は卒業・修了証明書

(5) 就職活動等にかかる交通費費、移転費の領収書

（交付決定の通知）

第5条 町長は、前条の申請があったときは、その内容を審査し、地方就職支援金を交付することが適当と認めるときは、速やかに交付決定通知書（様式第3号）により、当該申請者に通知する。

2 審査の結果地方就職支援金の交付を不相当と認める場合又は予算上の理由等により当該年度における地方就職支援金の交付が不可である場合も、その旨同様に申請者に通知する。

3 申請者は、交付決定通知書の交付決定後、紛失等の理由により交付決定通知書の再交付を必要とする場合は、町長に対し書面により再交付願を提出し、町長は、その内容を審査し、適当と認めたときは、速やかに再交付するものとする。

(支援金の交付)

第6条 町長は、交付決定を行った申請者に対して、申請から3か月以内に地方就職支援金の交付を行う。

(報告及び立入検査)

第7条 県及び町は、第2期秋田県移住・就業支援事業が適切に実施されたかどうか等を確認するため、必要があると認めるときは、申請者に対し、第2期秋田県移住・就業支援事業に関する報告及び立入調査を求めることができる。

(返還請求)

第8条 町長は、地方就職支援金の交付を受けた者が次の各号の区分に応じて掲げる要件に該当する場合、地方就職支援金の全額又は半額の返還を請求する。ただし、雇用企業の倒産、災害、病気等のやむを得ない事情があるものとして県及び町が認めた場合はこの限りではない。

(1) 全額の返還 次のいずれかに該当する場合

ア 虚偽の申請等をした場合

イ (在学中に交通費を申請する場合) 申請日から1年以内に要件を満たす就業先への就業を行わなかった場合

ウ (在学中に交通費を申請する場合) 申請日から1年以内に町に転入しなかった場合(ただし、申請時に既に町に住民票がある場合を除く。)

エ 就業開始日から1年以内に要件を満たす就業先を辞した場合(ただし、退職日から3か月以内に勤務地が県内に所在する別の企業に就業する場合を除く。)

オ 町への転入日、要件を満たす企業等への就業開始日又は申請日のいずれか遅い日から1年以内で町から転出した場合(ただし、住民票を移さず転出していた者については、要件を満たす企業等への就業開始日又は申請日のいずれか遅い日を起算日とする。)

(雑則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、地方就職支援金の交付及び返還

に必要な事項は、県と町が協議して定める。

附 則

この要綱は、令和6年6月12日から施行する。

4 各種確認事項(該当する欄に○を付けてください)*

別紙1「地方就職支援金の交付申請に関する誓約事項」に記載された内容について	A. 誓約する	B. 誓約しない
別紙2「秋田県地方就職学生支援事業に係る個人情報の取扱い」に記載された内容について	A. 同意する	B. 同意しない
移住日から5年以上継続して、美郷町に居住する意思について (卒業後の申請の場合は申請日から5年以上)	A. 意思がある	B. 意思がない

※ 各種確認事項のB. に○を付けた場合は、地方就職支援金の支給対象となりません。

管理コード(県及び町使用欄)	
----------------	--

添付書類

地方就職支援金の交付申請に関する誓約事項

1. 第2期秋田県移住・就業支援事業に関する報告及び立入調査について、県及び町から求められた場合には、それに応じます。
2. 以下の場合には、第2期秋田県移住・就業支援事業実施要領及び秋田県移住・就業支援事業における地方就職支援金交付要綱に基づき、地方就職支援金の全額又は半額を返還します。
 - (1) 地方就職支援金の申請に当たって、虚偽の内容を申請したことが判明した場合：全額
 - (2) 地方就職支援金の申請日から1年以内に要件を満たす就業先への就業を行わなかった場合：全額
 - (3) 地方就職支援金の申請日から1年以内に町に転入しなかった場合：全額
 - (4) 地方就職支援金の申請日から1年以内に要件を満たす就業先を辞した場合：全額
(ただし、退職日から3カ月以内に勤務地が県内に所在する別の企業に就職する場合を除く)
 - (5) 町への転入日から3年未満で美郷町以外の市区町村に転出した場合：全額
 - (6) 町への転入日から3年以上5年以内に美郷町以外の市区町村に転出した場合：半額

第2期秋田県移住・就業支援事業に係る個人情報の取扱い

県及び町は、第2期秋田県移住・就業支援事業の実施に際して得た個人情報について、県及び町が定める個人情報の保護に関する法律等の規定に基づき適切に管理し、本事業の実施のために利用します。

また、県及び町は、当該個人情報について、他の都道府県において実施する移住支援事業の円滑な実施、国への実施状況の報告等のため、国、他の都道府県、他の市区町村に提供し、又は確認する場合があります。

様式第1号の2(第4条関係)

美郷町長 様

年 月 日

地方就職支援金交付申請書

秋田県県移住支援事業・マッチング支援事業・地方就職学生支援事業及び起業支援事業実施要領に基づき、地方就職支援金(移転費分)の交付を申請します。

1 申請者欄

フリガナ		性別	生年月日
氏名			年 月 日
住所	〒	電話番号	
メールアドレス			
大学・学部			

2 勤務先企業

勤務先	企業名	
	所在地	
就業開始日	年 月 日	

3 移転内容

日付	移住元(東京圏)	移住先	費用 ^{※1}

※1 費用等の詳細については、別途領収書で確認するため、併せてご提出ください。

5 移住前の住民票の所在について(いずれか該当する欄に○を付けてください)

A. 移住先(美郷町)に元からある(移動させていない) ^{※2}	
B. 他地域から新たに移住してきた(移動させた) ^{※2}	

※2 状況に応じた「移住元の住所の確認ができる資料」をご提出ください。

5 各種確認事項(該当する欄に○を付けてください)^{※3}

別紙1「地方就職支援金の交付申請に関する誓約事項」に記載された内容について	A. 誓約する	B. 誓約しない
別紙2「秋田県地方就職学生支援事業に係る個人情報の取扱い」に記載された内容について	A. 同意する	B. 同意しない
申請日から5年以上継続して、美郷町に居住する意思について	A. 意思がある	B. 意思がない

※3 各種確認事項のB. に○を付けた場合は、地方就職支援金の支給対象となりません。

管理コード(県及び町使用欄)	
----------------	--

4 移転内容

日付	移住元(東京圏)	移住先	費用 ^{※1}

※1 費用等の詳細については、別途領収書で確認するため、併せてご提出ください。

5 移住前の住民票の所在について(いずれか該当する欄に○を付けてください)

A. 移住先(美郷町)に元からある(移動させていない) ^{※2}	
B. 他地域から新たに移住してきた(移動させた) ^{※2}	

※2 状況に応じた「移住元の住所の確認ができる資料」をご提出ください。

6 各種確認事項(該当する欄に○を付けてください)^{※3}

別紙1「地方就職支援金の交付申請に関する誓約事項」に記載された内容について		A. 誓約する		B. 誓約しない
別紙2「秋田県地方就職学生支援事業に係る個人情報の取扱い」に記載された内容について		A. 同意する		B. 同意しない
申請日から5年以上継続して、美郷町に居住する意思について		A. 意思がある		B. 意思がない

※3 各種確認事項のB. に○を付けた場合は、地方就職支援金の支給対象となりません。

管理コード(県及び町使用欄)	
----------------	--

様式第2号(第4条関係)

令和 年 月 日

美郷町長 様

所在地
事業者名
代表者名
電話番号
担当者

就業証明書

下記のとおり相違ないことを証明します。

記

勤務者名	
勤務者住所	
勤務先所在地	
勤務先電話番号	
内定年月日	年 月 日
就業年月日	年 月 日
雇用形態	週20時間以上の無期雇用
移住先地域内での就業の有無	<input type="checkbox"/> 居住している都道府県内の事業所に就業している(予定も含む)
対象経費の支援	<input type="checkbox"/> 就職活動等の参加に係る交通費の支給をしていない <input type="checkbox"/> 当該地域への移動に係る移転費の支給をしていない

秋田県地方就職学生支援事業に関する事務のため、勤務者の勤務状況などの情報を、秋田県及び美郷町の求めに応じて、同秋田県及び美郷町に提供することについて、勤務者の同意を得ています。

様式第3号（第5条関係）

第 号
年 月 日

様

美郷町長

第2期秋田県移住・就業支援事業に係る地方就職支援金の交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった地方就職支援金について、第2期秋田県移住・就業支援事業実施要領及び秋田県移住・就業支援事業における地方就職支援金交付要綱第5条の規定に基づき、以下のとおり地方就職支援金を交付することを決定しましたので通知します。

地方就職支援金 _____ 円

【備考】

- 町は、第2期秋田県移住・就業支援事業実施要領及び秋田県移住・就業支援事業における地方就職支援金交付要綱の規定に基づき、以下の場合は、地方就職支援金の全額又は半額の返還請求をします。
 - 申請に当たって、虚偽の内容を申請したことが判明した場合：全額
 - 申請日から1年以内に要件を満たす就業先への就業を行わなかった場合：全額
 - 申請日から1年以内に町に転入しなかった場合：全額
 - 申請日から1年以内に要件を満たす就業先を辞した場合：全額
(ただし、退職日から3カ月以内に勤務地が県内に所在する別の企業に就職する場合を除く)
 - 町への転入日から3年未満で美郷町以外の市区町村に転出した場合：全額
 - 町への転入日から3年以上5年以内に美郷町以外の市区町村に転出した場合：半額
- 町は、第2期秋田県移住・就業支援事業実施要領及び秋田県移住・就業支援事業における地方就職支援金交付要綱の規定に基づき、地方就職支援金交付事業が適切に実施されたかどうか等を確認するため、必要な事項の報告を求め、及び関係する場所に立入調査を行います。報告及び立入調査に応じない場合、虚偽の内容を申請したものと推定し、備考1に定める返還請求を行う場合があります。

管理コード	
-------	--

様式第1号の1 (第4条関係)

様式第1号の2 (第4条関係)

様式第1号の3 (第4条関係)

様式第2号 (第4条関係)

様式第3号 (第5条関係)